再生医療等提供計画

						年	月	日
	享生労働大臣 地方厚生局長 -	殿						
]	再生医療等提供機関	名	称				
			住	所				
	3	管理者	氏	名				戶
		生医療等を提供したいの り再生医療等提供計画を			生の確保等	等に関す	う法律	第4
-		7 〒4		記				
1		る再生医療等及びその内 る再生医療等の名称	习谷					
				V. L	T ++++	_		
	治療・研究の区分			治療	□ 研究		-1£	_
	再生医療等の分類	判断理由		第一種 □ 第二		□ 弗=	三種	
	再生医療等の内容							
	再生医療等を行う	5 氏名						
	医師又は歯科医師							
	に関する事項	役職						
	事務担当者の連絡 先	担当部署						
		電話番号						
		F A X 番号						
		電子メールアドレ ス						
2 7	 人員及び構造設(な必須)	備その他の施設(第一種	重再/	生医療等又は第二種科	写生医療 ^会	等を提供	ける場	- 合の
	実施責任者(共同 研究の場合は統括 責任者)に関する 事項	_手 ^{匹刀}		医師	□歯科	4医師		
		5 氏名			_			
		州属						_
		役職	 	<u>↓</u> ↓ <u>↓</u> ↓ ∴ n.	1 = "	المراجع المراجع الم		4
				自施設	□ 他の)医療機	関	4
	救急医療に必要な施設又は設備		又に医療	急医療に必要な施設 は設備の内容(他の 療機関の場合はその 療機関の名称及び施 又は設備の内容)				

3 共同研究機関に関する事項

4

共同	可研究機関の有無		□有	□無
	名称			
	住所			
	電話番号			
	管理者の氏名			
	再生医療等を	 ::名		
共	行う医師マは -			
一月		「属		
研研	, , , , ,	は職		
究	実施責任者の氏名(第一種再生医療			
機		医療等を提供する		
関	場合のみ必須)			
			□ 自施設	□ 他の医療機関
	救急医療に必要な	施設又は設備(第	救急医療に必要な施設	
		は第二種再生医療	又は設備の内容(他の	
	等を提供する場合		医療機関の場合はその	
			医療機関の名称及び施設又は設備の内容)	
			成人(4成/用の円)台)	
再./	上医療笔に 田いる紅	明昀の入手の方法並	びに特定細胞加工物の制	製造及び品質管理の方法(
	E 区別寺に用いる州 細胞加工物を用いる		こしいこれが足が凹地を加工がプランジ	を但及い。
	画胞加工物を用いる E細胞加工物の名称			1
竹儿		`		
	 細胞提供者から細	的の提供を受ける		
Zem	医療機関等の名称(動物の細胞を用いる場合にあっては当該細胞の採取			
細	を行う機関等の名			
胞の				
入	tout to the term for some to the foreign to the			
手		ってはドナー動物		
0	の選定方法)	- (10.1)		
方				
法	細胞提供者の適格	性の確認方法(動		
		場合にあってはド		
	ナー動物の適格性			
特	製造及び品質管理	の方法の概要		
定	WILLIAM BEDY DATE OF THE PROPERTY OF THE PROPE			
細胞	特定細胞加工物の	製造の委託の有無	□ 有	□無
加加		. = ,77		
工		細胞培養加工		
物		施設の施設番		
の		号		
製				
造		√mπ⊢ ι↔ → += →		
及		細胞培養加工		
び	細胞培養加工施設	施設の名称		
品品				
質				
管理		委託の場合は		
理の		委託の内容		
1		→ H□> 1-1/□		

様式第一(第二十七条関係) (第三面)

5 再生医療等製品に関する事項(再生医療等製品を用いる場合のみ記載)

再生医療等製品の名称	(販売名) (一般的名称)
再生医療等製品の製造販売業者の名称	
再生医療等製品の承認の内容(用法、用量若しくは使用方法又は効能、効果若しくは性能に関する事項)	

6

再/	主医療等技術の安全性の確保等に関す	- る措置	
再生医療等を行うに	提供する再生医療等の安全性につい ての検討内容		
当たっての医師又	提供する再生医療等の妥当性につい ての検討内容		
は歯科医師の責務	特定細胞加工物の投与の可否の決定 の方法(特定細胞加工物を用いる場 合のみ必須)		
	E医療等を受ける者の選定基準(研 こして行う場合のみ必須)		
に月 (担 等に	対した細胞の一部等と、再生医療等 引いた細胞加工物の一部の保存期間 採取した細胞の一部等と、再生医療 に用いた細胞加工物の一部を保存し い場合にあってはその理由)		
疾症	 5年の発生における報告体制の内容		
再生医療等の提供終了後の措置の内容 (疾病等の発生についての適当な期間 の追跡調査、効果についての検証の内 容)			

様式第一(第二十七条関係) (第四面)

7	細胞提供者及	マドエ 牛 医は	がナーエルナ	サルナカフ	神まかすの	出場の十分
(和旭1疋1六日以	. (1) 17 17 15 15 15 15 15 15	で守て文ける) 住 にかり 幻	一角球板音り	畑頂ツカ伝

細脫	細胞提供者について(特定細胞加工物を用いる場合のみ必須)				
	補償の内容(保険への加入等の具体的内容)				
再生	三医療等を受ける者について(研究と	して行われる場合のみ必	(須)		
	補償の有無				
	補償の内容(保険への加入等の具体 的内容)				
	査等業務を行う認定再生医療等委員会	に関する事項			
	三再生医療等委員会の認定番号 ニュー				
認定	三再生医療等委員会の名称 アルティ				
認定	三再生医療等委員会の委員の構成	第一種再生医療等 又は第二種再生医 療等を審査するこ とができる構成	第三種再生医療等 □ のみを審査することができる構成		

9 その他

8

細胞提供者及び再生医療等を受ける者 に関する個人情報の取扱いの方法	
教育又は研修の方法	
苦情及び問合せへの対応に関する体制 の整備状況	

(留意事項)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 提出は、正本1通とすること。
- 3 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができないときには、同欄に「別紙 のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1の「再生医療等の内容」の欄には、当該再生医療等の対象疾患等、対象となる者の基準、用いる細胞、投与の方法、研究の場合にあっては研究の目的、研究方法の概要、研究期間及び対象患者数、その他具体的な内容を記載すること。
- 5 4の「細胞提供者から細胞の提供を受ける医療機関等の名称」の欄には、細胞の提供を 受ける医療機関等が、再生医療等を提供する医療機関と同一である場合には「再生医療等 提供機関と同じ。」と記載すること。
- 6 6の「提供する再生医療等の安全性についての検討内容」及び「提供する再生医療等の 妥当性についての検討内容」の欄には、検討の過程で用いた科学的文献その他の関連する 情報又は実験結果も含め、検討の詳細をそれぞれ記載すること。